

令和2年度 熊本市西部公民館自主講座開設要項

1 定義

「熊本市西部公民館自主講座」とは、公立公民館の運営方針に沿い、下記の基準を満たすもので、西部公民館長が開設を認めたものをいう。

2 「自主講座」の開設基準

- (1) 講座内容 初心者向けの学習を基本とする。
- (2) 開設条件 原則として、10人以上の受講生の在籍を必要とする。
- (3) 開設期間 4月の開講式から翌年3月の閉講式までの1年間とする。
- (4) 月回数 同一講座の実施回数は原則として月に2回までとする。
- (5) 時間 学習時間は、1回2時間を基本とし、下記の範囲とする。
 - ①午前9時から正午まで（3時間）
 - ②午後1時から午後5時まで（4時間）
 - ③午後6時から午後10時まで（4時間）
- (6) 受講料 有料〔講師謝礼金＋施設使用料〕÷受講生数
謝礼金の額は1時間3,000円を超えない範囲とする。
- (7) 自治会加入 受講生はすべて公民館自治会に会費を納入し、加入するものとする。
- (8) 定員 講師と公民館で協議し決定する。
- (9) 講師の決定 1年間の契約とし、人選については講座で協議決定する。公民館は講師依頼をする。必要があれば講師紹介も行う。
- (10) 会場確保 ①開設を希望する講座は、12月10日（火）までに公民館へ申請する。
②希望日時、部屋が重なった場合、12月中旬に開設申請者による抽選を行い、1年間の部屋（月2回）を予約する。
③各部屋の午前・午後・夜における自主講座による占有率を60%以内とする。
- (11) 講座生の募集 開設申請者が3月に受け付けをする。原則として、新人を優先とする。公民館は会場提供、広報を支援する。
- (12) その他
 - ① 公民館主催の各種行事や要請にはできる限り協力する。
 - ② 受講料については、公立公民館での学習という観点から、受講生の負担が大きくなるように留意する。
 - ③ 出席（日誌）簿、会計簿を常備する。
（公民館へ決算の写しを1部提出する。繰越金がないようにする。）
 - ④ 講座の開設日・時間帯等は、希望を募り公民館が調整する。休館日が重ならない限り、申請書に記載されている日程で開催することを原則とする。
 - ⑤ 講座の代表者（学級長）は、年4回程度の学級長会議に必ず出席する。
 - ⑥ ホール、健康増進ルームを希望の場合は、必ず第2希望まで開設日時・時間帯を記入する。

- ⑦ 希望が重なった場合には、協議を行い、それでも決まらない場合は抽選により決定する。

3 講師規約

- (1) 同一公民館での講座は、2講座までとする。
- (2) 1人の講師が担当する公民館は3公民館までとする。
- (3) 講師の年齢上限は80歳とする。(年度内に満81歳を迎える方は不可)

4 開設手続き及び受付

- (1) 開設申請 自主講座開設申請書に必要事項を記入の上、
11月10日(日)から12月10日(火)までに公民館事務室に提出する。
- (2) 受講受付 令和2年3月7日(日)から。定員に達したときは補欠とする。
入講可能な講座は随時受付。講座開設の判断は3月13日(金)に行う予定。なお、来年度自主講座の講師への依頼文書は3月13日(金)以降に送る。